The foregoing is the authentic text of the instrument duly adopted by the General Conference of the International Labour Organisation during its Eighty-fifth Session which was held at Geneva and declared closed the 19 June 1997.

IN FAITH WHEREOF we have appended our signatures this twentieth day of June 1997.

*The President of the Conference,*

OLGA KELTOSOVÁ

*The Director-General of the International Labour Office,*

MICHEL HANSENNE

---

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**条約第二号**

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書

世界貿易機関の加盟国は、

貿易の円滑化に関する協定に言及し、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条1の規定に従って採択された一般理事会の決定（文書番号ＷＴ／Ｌ／九四〇）を考慮して、

ここに、次のとおり協定する。

1　この議定書が4の規定に従って効力を生ずる時に、世界貿易機関協定附属書一Ａについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易の円滑化に関する協定を加える。

2　この議定書のいかなる規定についても、他の全ての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

3　この議定書は、加盟国による受諾のために開放しておく。

4　この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる（注）。

5　この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

6　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

注　世界貿易機関協定第十条3の規定に基づく受諾の数を算定するため、欧州連合による欧州連合及び欧州連合加盟国に関する受諾書については、世界貿易機関協定の加盟国である欧州連合加盟国の数に等しい数の加盟国による受諾として算入する。

---

二千十四年十一月二十七日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の附属書

貿易の円滑化に関する協定

前文

加盟国は、

ドーハ閣僚宣言に基づいて開始された交渉を考慮し、

ドーハ閣僚宣言（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（〇一）／ＤＥＣ／一）の第二十七項、二千四年八月一日の一般理事会において採択されたドーハ作業計画の決定（文書番号ＷＴ／Ｌ／五七九）の附属書Ｄ並びに香港閣僚宣言（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（〇五）／ＤＥＣ）の第三十三項及び同宣言の附属書Ｅに定める授権及び原則を想起し、及び再確認し、

物品（通過物品を含む。）の移動、引取り及び通関が一層迅速に行われることを目的として、千九百九十四年のガット第五条、第八条及び第十条の規定に関連する諸側面を明瞭なものとし、及び改善することを希望し、

開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国の特別のニーズを認識し、かつ、この分野における能力の開発のための援助及び支援を強化することを希望し、

貿易の円滑化及び関税法令の遵守に関する問題についての加盟国間の効果的な協力の必要性を認識して、

ここに、次のとおり協定する。

**第一節**

**第一条**　情報の公表及び入手可能性

1　公表

1.1　加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、次に掲げる情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。

(a)　輸入、輸出及び通過のための手続（港湾手続、空港手続その他の入国地点における手続を含む。）並びに所要の様式及び書類

(b)　輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての種類の税の実行税率

(c)　輸入、輸出若しくは通過について又はそれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課される手数料及び課徴金

(d)　産品の関税上の分類又は評価に関する規則

(e)　原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定

(f)　輸入、輸出又は通過の制限又は禁止

(g)　輸入、輸出又は通過の手続の違反に対する罰則

(h)　異議の申立て又は審査の請求のための手続

(i)　一又は二以上の国との間の輸入、輸出又は通過に関する合意又はその一部

(j)　関税割当ての運用に関する手続

1.2　これらの規定のいずれも、加盟国が自国の言語以外の言語により情報を公表し、又は提供することを要求するものと解してはならない。ただし、2.2の規定が適用される場合を除く。